

(第3条第1項関係)

令和 年 月 日

印

TEL

使用の目的	
使用の内容及び方法	
場 所	運河駅自由通路
日 時	令和 年 月 日 () 時 分 から 令和 年 月 日 () 時 分 まで
添 付 書 類	1. 位置図 2. 平面図 3. 一時使用の概要を示す資料 4. その他 (1号様式を2部、添付書類を1部提出)
条 件	① この一時使用に起因する事故及び苦情等については申請者において解決処理すること。 ② 一時使用により第三者及び流山市に与えた損害は、すべて申請者において負担すること。 ③ 一般通行者に危険を及ぼさないよう努めること。 やむを得ず、通行を妨げる場合は、誘導員等を配置し円滑な通行を確保すること。 ④ 警察署及び消防署へ必要な届けをすること。また自由通路の管理に係る機関(別紙)に一時使用の周知・連絡をすること。 ⑤ 点字ブロックの上には、物を置かないこと。やむを得ず、点字ブロック上に物を置く場合は、誘導員等を配置することにより、円滑な通行を確保すること。 ⑥ 一時使用の終了後は、自由通路の清掃を行い、原状復旧を行うこと。また、清掃に関しては、一時使用をした場所はもとより、その動線となる施設についても汚損の有無を確認し清掃を行うこと。 ⑦ 一時使用に必要な場所(一時使用の目的を達成するために必要な場所を含む。)で除雪等が必要な場合には、一時使用者の負担で除雪等を行うこと。 ⑧ 音響機器を使用する場合は、音量に配慮すること。 ⑨ 届出の内容に変更が生じる場合その他自由通路の使用について疑義が生じた場合は、管理者と協議すること。 ⑩ その他()

受領印欄